

平成31年4月から

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります！

平成31年4月から国民年金第1号被保険者の産前産後期間の年金保険料免除制度が始まります。出産された方（または出産予定の方）は申請により、対象期間中の年金保険料の納付が免除されます。免除された期間については保険料納付済期間となります。

○対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

○手続きに必要なもの

- ・年金手帳またはマイナンバーが確認できる書類
- ・印鑑
- ・本人確認ができる書類（運転免許証等）
- ・母子健康手帳または出産証明書などの出産日がわかる書類

○免除期間

出産（予定）日の属する月の前月から4か月間を対象として保険料が免除となります。



【問合先・申込先】 別府年金事務所 ☎0977-22-5111 市民健康課 国保年金係 ☎0978-72-5166

4月から高額療養費の申請手続きを簡素化します

特定の条件を満たしている世帯は、4月以降に一度高額療養費申請書を提出すれば、次回以降に高額療養費に該当した場合に、申請書を提出することなく、指定口座に高額療養費を振り込むように取扱いを変更します。

※条件に該当する世帯には、別途ご案内を送付いたします。

【該当条件】

- ・世帯の国保被保険者全員が70歳以上
- ・国保税の滞納がない 等



国保発 **さいしょに野菜! きちんと野菜!**
 サンゴーマル
健康応援レシピ!
 「野菜を使ったデザート」を紹介します



特別編

●材料（4人分）

- にんじん …………… 70g(小1本)
- オレンジジュース(100%) …… 150ml
- 砂糖 …………… 大さじ1
- ヨーグルト(無糖) …… 240g



●作り方

- ①にんじんをピーラーで薄くスライスする。
 - ②鍋にオレンジジュース、砂糖を入れて、スライスしたにんじんを加え、水分がなくなるまで煮る。
 - ③②が冷めたら、ヨーグルトの上にかける。
- ※冷蔵庫で冷やすと照りやとろみが出てくるのでオススメ!

栄養士からのワンポイントアドバイス

4月は、学生も社会人も新生活で生活習慣も変わってくる方が多い時期ではないでしょうか。特に食生活では「最初に野菜を食べて肥満を防ぐ」「1日350gの野菜を取り入れてバランスよく栄養を摂る」ことを意識して食べることをお勧めします。まずは、一日の目覚めの朝食に、さわやかな“にんじんシャキシャキヨーグルト”はいかがですか？

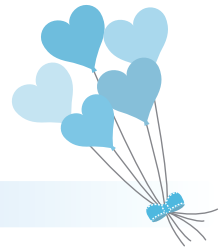
にんじん苦手な子でも食べられる!?

にんじん シャキシャキヨーグルト

エネルギー 73kcal
 塩分0.1g / 1人分



【問合先】 市民健康課 ☎0978-72-5166



シリーズ「同和問題」⑬

屠畜業への賤視と部落差別

屠畜業とは、獣畜を屠殺し、皮革や食肉を生産する産業ですが、屠畜を行う人達が専門化するまでは誰でも行っていたため、屠畜に対する不浄視や差別の存在はなかったと思われれます。屠畜に関わる人達が出て来る史料は10世紀前半位からありますが、既に彼らに対する不浄視や差別が認められる内容です。彼らはなぜ不浄視され、差別されるようになって行ったのでしょうか。

三世紀前半頃の「魏志倭人伝」には、人が死ぬと十日あまり肉を食わず、死者を葬った後、水中に入って洗い清める事が書かれています。肉食に対する禁忌とケガレ観のような意識が既にこの頃から存在していたと思われる。さらに天武天皇四年(657)四月には、四月から九月までの間は牛・馬・犬・猿・鶏の肉を食べてはいけないという、期間を限定した肉食制限令が出されます。その後牛馬の屠殺禁止令が出されますが、延長五年(927)成立の「延喜式」では、人の死、お産、六畜(牛・馬・羊・犬・鶏・豚)の死、お産(鶏を除く)及び六畜の肉食に対するそれぞれ物忌の日数が定められ、肉食

については三日間とされました。

こうしたケガレと物忌の規定をきつかけとして、次第に屠畜を行う人に対する不浄視は強められていったと推測されています。特に牛馬の屠殺禁止によって、鹿や猪などを狩る猟師よりも牛馬を屠畜したり、死牛馬を捌く人が一層不浄視され、疎外・差別されることになりました。肉食に対する物忌は時代が下がるにつれ強化され、牛馬については、元禄元年(1688)の幕府令で百五十日の物忌日数が規定されています。これは他の動物に比べて著しく長いのですが、裏返せばケガレとして忌み嫌いなながらも、食すことがあったということなのです。実際は近世でも肉食は行われており、牛馬の肉を食べる事もありました。しかし屠畜者は戦国時代頃には既に被差別身分として社会から排除された存在となつていきます。この身分は江戸時代になって更に強化・固定化されて行きました。屠畜業を行う人達は別身分とされ、通常の身分制度(武士と町人・百姓)の外側に置かれました。

彼らの住む村では、屠畜業者だけが存在した訳ではなく、他の産業に従事する人

もいましたが、同様に別身分とされました。彼らは厳しい不浄視や差別の目を向けられながらも、他の産業同様、社会に有用な品物を生産し、その生産を担った人々の努力によって高度な技術が開発され、安全な食肉や優秀な皮革が生産されて来ました。

明治4年に賤称廃止令(解放令)が出され、それまでの身分制度は無くなりましたが、差別は完全には無くなりませんでした。多くの人達によって部落差別を解消するための取り組みが行われています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」も公布されています。部落差別の解消は国民全体の問題です。これからも部落差別や多くの人権問題の解消に向けた取り組みへの協力をお願いします。

(参考文献:寺木伸明著「近世被差別民衆史の研究」)
(文責:人権・同和対策課 河野)

●平成30年度
国東町人権フェスティバル
「人権標語の部」応募作品

声かけて

笑顔のわたげ こんでゆけ

国東中学校 仲村 日希さん

自分から

周囲に広がる 思いやり

国東中学校 野上倫太郎さん

